

問題・解答 用紙番号	45
---------------	----

の解答用紙に解答しなさい。

## 国 語

〈受験学部・学科〉

**3 科目型 受験者**

**看護学部、農学部【理系科目型】**

問題は100点満点で作成しています。

**I** 次の i ~ v の波線部のカタカナをそれぞれ漢字に直しなさい。(10点)

室町末期から安土桃山時代にかけて制作されたイクタ<sup>i</sup>の洛中洛外図にみだされる画家たちの「視点」とは、いったい、いかなるものであろうか。そこには、焼け跡から不死鳥のようによみがえった京都の戦後風俗が——社寺や公武の建物、軒をつらねた町屋や四条河原の芝居小屋などが、そのなかで生活している貴賤ロウニヤク<sup>ii</sup>のすがたと共に、克明に濃彩をもつてとらえられ、一見、画家たちは、回復された束の間の平和を、手ばなしで謳歌しているかのようだ。しかし、はたしてそうか。人びとが、どんな着物をきて、なにを食<sup>iii</sup>べ、いかなる場所に住んでいるかに対する画家たちの飽くなき興味は、内乱の渦中をくぐり抜け、辛うじてキエウシ<sup>iii</sup>に一生を得たかれらが、いまだにさんさんたる窮乏の境涯を脱していなかったためであろうか。それとも、たえず転落の不安を感じながらも、いちおう、現状に満足していたためであろうか。あるいはまた、単にコキヤク<sup>iv</sup>の注文に応じ、京都のめざましいフツコウ<sup>v</sup>ぶりをいち早く伝えること以外に他意はなかったためであろうか。

(花田清輝『日本のルネッサンス人』)

## II

次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。なお、解答に句読点等の記号がある場合は、それも字数に含むものとする。(四五点)

世界人権宣言が採択され、世界中で広く受け入れられるに至って、人権の普遍性原理は理念として確立されたと言ってよいだろう。普遍性と並んで、現在の国際人権をそれまでの人道主義と区別するもう一つの原理が内政干渉肯定の原理である。人権侵害は国家の手によって行われることが多く、いくら人権が普遍的なもので、誰しも人間であるというだけで基本的な権利を守られるべきであると言っても、ある国家がこの原則を無視した時に、国境を越えて取りうる対応策がないとすれば、普遍的な人権が実現する可能性もないことになる。この国境の壁を破るためには、国際社会が内政に立ち入っても基本的な人権を守ることができるという法的・制度的根拠が必要であった。

X 国連憲章は法的拘束力のある条約であり、そこに人権を守ることが主要な目的だと規定されていることで、すでに内政干渉肯定の原理も確保されたという考えもありうる。1、国連憲章では同時に国家主権の神聖さと内政干渉の禁忌も規定されている。そして、実際に効力のある介入を行える唯一の機関である安全保障理事会では、国内や植民地内に深刻な人権問題を抱える五大国が常任理事国の席を占めており、拒否権を発動していつでも国連による制裁を止めることができた。世界人権宣言が華々しく採択されたとはいえ、1940年代後半の時点では、人権問題に関する内政干渉は、絵に描いた餅であったと言わざるを得ず、普遍的な人権という理想は、第二次大戦後の国際的理想主義の産物として、歴史の一ページとなって忘れ去られてしまう可能性もあったのである。

Y 内政干渉には強制的介入というニュアンスの、軍事的・経済的制裁などのある程度の強制力を持った行動という意味と、国内政治への口出しという、より緩い意味の干渉とが含まれる。それゆえに、例えば中国やロシアが国内の人権問題に対する批判に対して、口出しのレベルであっても内政干渉だと反発するのである。そして、このいずれの意味でも人権に関しての内政干渉が広く肯定されるのは第二次大戦後の世界においてであった。国連諸機関による非難決議や人権条約監視機関による審査・勧告などは、軍事的・経済的制裁ではないが、内政に深く入り込み、一定の法的拘束力も伴って国内での変化を促しているという意味で、口出し以上、介入未済の内政干渉と言える。多くの国家にとって、このような内政干渉は限りなく煩わしいものであり、できることならばこれを避けたいと考えるのが普通であろう。

しかし、これ以降の国際人権の歴史の中で、内政干渉肯定の原理は、次第に強化されていき、定期的・継続的に国内の人権状況を調査し審査するための条約・機関が国連や地域国際機関の中で数多く出てくるのである。常任理事国の拒否権という大きな壁があるため、人権問題のみを理由とする軍事的介入や経済制裁はまだ少ないが、国際的批判や国連などによる決議のレベルでは、内政に干渉してまで普遍的な人権を守るべきだという規範は、今日までに確固たる地位を確立したと言える。

この国家にとって不都合極まりない内政干渉肯定の原理が、国家の代表者が作る国連などの国際機関で認められたのは戦後国際政治の謎としか言いようがない。いったいこの原理はいかにしてここまでの発展を遂げたのだろうか？

他者への共感の拡大や民主主義的価値観の発展などは、現実主義的な政治理論の中でも、個人の利益と国家の利害との調整の枠内で、ある程度は説明されることである。国民国家の形成とともに、国家は国民全体の協力を得られなければ、他の国家との軍事的・経済的競争に勝ち残れず、そのためには支配層だけでなく国民全体の利益を考えた政策を取らなければならなくなった。そこで国家は人権や自由を広い範囲で保障し、民主主義を標榜することで、幅広い国民の協力を得ようとする。第二次大戦までの歴史は、この枠内で進んでおり、国境を越えた人道的な関心は、奴隷貿易や戦争のルールなど優れて国際的な問題や、アジアやアフリカの植民地での「野蛮」と見られた慣習を欧米がやめさせようとするというような事案に限られていた。欧米諸国の国内の人権問題には、国家主権の壁が大きく立ち上がり、他国がおいそれと口を挟める状況にはなかつたのである。

<sup>B</sup> 国際関係論の常識から見ても、国家主権という聖域を冒して、他国が主権国家内での人権問題に批判や制裁を加えることが通常化するというのは、説明しにくい現象である。国際関係論の理論の流れは大きく分けて、現実主義 (realism)、国際協調主義 (liberalism)、構成主義 (constructivism) の三つに分けられる。国家はそれぞれ自国の権益のためだけに動き、国際社会は基本的には混沌とした力と力のぶつかり合いの場たとする現実主義の立場からは、多くの国家が集まってお互いに自国の主権を投げ出して人権を守るために協力するというような国際人権機構の誕生は考えられない。

これに対して国際協調主義は、国家間協力は参加国の利害にかなう範囲で可能であるという前提に立っており、国際機構の成立の可能性を大幅に認めるものであるが、それは貿易や安全保障など相互利益が明白な事案に関わる場合が多い。人権の場合、何らかの国際的枠組みに合意する政府同士がどのような相互利益を得るのが不明瞭である。強いて言えば、民族浄化政策などのひどい人権侵害のために難民が大量に発生し、多くの周辺国が国境警備を強化する必要に迫られるというような状況を作らないために、大規模な人権侵害を未然に防ぐよう相互に努力するというのは、ある程度合理的な取り組みであろう。しかし、そのような状況は一時的・限定的な対策で対応できるものが多く、国家主権の侵害というコストを考えると、国際人権機構の成立を説明するには弱い。また、自国の民主主義制度に不安がある国の政府が、専制主義に戻ることを未然に防ぐために、外から人権と自由を保障するために国際人権機構にコミットするというシナリオも考えられる。これは、第二次大戦後、民主主義の崩壊を経験したフランスやドイツ、イタリアなどがこぞってヨーロッパの人権機構に参加したことを説明する時などに使われ、その限りでは有効な議論だが、それ以降の国際人権制度の発展の説明には十分でない。

最後の構成主義は、国際社会での規範やその構造そのもの、そして国家の利益やアイデンティティまでもが、国家同士や国際組織などの様々な関係性の中で社会的に構築されたものであるという出発点に立つ。この立場が、国際人権機構の成立とは最も親和性があると考えられている。すなわち、人権という価値観が国際規範として認定され、多くの国家がそれを守ること自体を国益の一部と捉えるようになり、国内でも他の国家に対してもこの規範を広め、国際社会で人権を重視する認識が広がり、国際人権機構が成立したという説明が可能になるのである。ただし、国際人権が国家の内政にも干渉するものであるとすれば、そのような犠牲を払ってまで諸国家と国際機関が人権という価値観を支えるというのは、この理論の観点からも説明が難しい。2 この理論の中では、どうしてある価値観が正当性を持ち、世界中に広がるかの説明に関しては、まだ理論整備が弱く、偶発的で予見不可能な歴史の経路依存的展開（path-dependence）に頼らざるを得ない部分が多い。

第二次大戦以降の国際人権の歴史は、まさに構成主義的な国家間の相互作用と市民社会との関係の中で展開し、多くの行為主体が予測できなかった方向で経路依存的に——すなわちある出来事がその次に起こる事を規定する形で——、現在までの発展を遂げたのであった。国際人権機構がここまで発達し、場合によっては主権国家の国内問題に介入することができるまでになったのはなぜか？ それは、以下で見るように、人権を国際競争の場で互いを批判する道具として使ったためにその概念的正当性を高めてしまった大国の誤算、そして冷戦下でリップサービスとして国際人権条約を批准して人権を否定できない価値にまで高めた多くの国家の行動などが、総体としてもたらした意図せざる結果による部分が多いのである。そしてもちろん、普遍的人権規範を内在化して権利意識に目覚め、自分たちの人権を権力者に対して主張するために立ち上がった人々と、啓発活動やメディアキャンペーン、政府や国際機関へのロビイングなどによって、そうした運動をサポートした国際人権NGOを中心とする市民社会の貢献が決定的に重要であった。

国連憲章や世界人権宣言の誕生に至る道のりでも、<sup>C</sup>市民社会からの突き上げと大国の計算違いは重要な役割を果たした。第二次大戦中、連合国は敵の日独伊をファシスト勢力と位置付け、戦時動員のために人権と自由を大義に掲げて戦ったため、終戦後にその旗を簡単に下ろすことはできなかった。特にアメリカでは、国連加盟を確実なものにするために、市民社会を国連設立のプロセスに取り込むとする努力が見られ、その中で政府の意図とは別に、人権と自由を戦後の国際秩序の中心に据える機運が高まっていた。こうした歴史の流れが、国連憲章と世界人権宣言の成立をもたらした。

こうして人権の普遍性原理は確立されたのだが、それを実際に効力のある条約や機構に落とし込み、国際社会が国境の壁を超えて普遍的人権を実現するための法的根拠を定める作業が残されていた。そもそも、国連憲章が採択される前の段階から、戦後の世界では、アメリカ合衆国憲法の人権

関連の修正条項の総体を指す権利章典（**Bill of Rights**）に準ずるような、国際人権章典（**International Bill of Human Rights**）が制定され、国際社会の倫理的・法的基盤として確立されるべきだという議論があった。これはすなわち、合衆国の権利章典と同様、法的拘束力のある制度が国連設立とともに確立されるべきだという期待であった。しかし、国連人権委員会での議論に際して、アメリカを代表して参加していたエレノア・ローズベルトのもとには、世界人権宣言を法的拘束力のない宣言にとどめるべしという指令が届いていた。人権委員会の議論では、法的拘束力のある条約を採択するべきだという意見も出されたが、アメリカが消極的である以上、まずは理念をまとめた宣言として出す他はないというのが結論であった。こうして、国際人権章典の誕生へ向けては、まず宣言を作り、その後で拘束力のある条約と実効の仕組みを作るという、段階的な発展の道筋がつけられたのであった。

このアメリカの抵抗は、その後の国際人権の発展にも影を落とすことになる。超大国として戦後の世界に君臨していたアメリカ政府が、その内政にまで踏み込んでくる可能性のある人権条約に反対するのは、ある程度予想できることであった。しかし、反対は政府筋だけでなく、アメリカの市民社会の一部からも出てきており、これは条約の前段階である世界人権宣言に対してさえ見られた。例えば、アメリカ人類学会は文化相対主義の観点から、どのような社会でも普遍的に守られるべき人権があるという見方に反対、アメリカ医師協会は、経済権・社会権の考え方が社会主義的な医療提供のあり方につながることに反対、アメリカ法律協会は、国際人権法が国内法に対して優越的な地位を得ることに反対など、様々な理由で市民社会から世界人権宣言に抗する声が出ていた。これらの反対の流れが、当時のアメリカでマッカーシズムにつながっていった反共の狂騒と相まって、アメリカは、国際人権を支持していたエレノア・ローズベルトを国連人権委員会に再任しないばかりか、今後一切、人権関連の条約を批准しないというブリッカー修正条項の提案にまで至る。ブリッカー上院議員によって提出されたこの憲法修正条項は、1950年代のアメリカ政治の重要な論点となり、国連に対する不信感とアメリカの孤立主義復活の予兆や、外交に関して強い権限を持つはずの大統領とそれを制限しようとする議会との力関係などの、アメリカ外交をその後も規定し続ける問題点が凝縮された論争を呼んだ。最終的にはこの修正条項は成立せず、将来的なアメリカの人権条約への参加の可能性を残したが、この時の議論で出てきた論点は、たびたびアメリカでの国際人権や国連に関する論争の際に頭をもたげ、アメリカの国際人権活動への参加を妨げる要因となっていく。

同じ頃、もう一つの超大国として存在感を増していたソ連も国際人権のさらなる発展には大きな警戒心を見せていた。ソ連をはじめとする東ヨーロッパ諸国は、国民の政治権・市民権を大幅に制限する社会主義国家であり、人権理念自体がブルジョワ的価値観であるとして反対し、世界人権宣言にはその採択の時から棄権をしていた。こうして二つの超大国がそれぞれに国際人権の発展に反

対する中で、世界人権宣言を法的拘束力を持つ国際人権規約へと高めていく努力が茨の道になるのは当然の帰結でもあった。

(筒井清輝『人権と国家——理念の力と国際政治の現実』一部改変)

問一 空欄  ・  に入る最も適切な言葉を、次のア～エのうちからそれぞれ選びなさい。

- |   |        |   |         |
|---|--------|---|---------|
| 1 | ア ましてや | 2 | ア しかるに  |
|   | イ しかも  |   | イ さもないと |
|   | ウ つまり  |   | ウ そもそも  |
|   | エ しかし  |   | エ たとえは  |

問二 次の一文は、段落  または  の文中に入るべきものである。最も適切な箇所を探し、その直後の文頭の五文字を答えなさい。

後者が認められなければ、前者は起こり得ないという意味で、この二つの概念はつながっている。

問三 傍線部 A 「内政干渉肯定の原理」について述べた次のア～オのうちから、最も適切なものを選びなさい。

- ア 国連憲章は加盟国にとって法的拘束力のある条約であり、そこには人権擁護が主要な目的として規定されているため、国連設立の時点から内政干渉肯定の原理は確立されていた。
- イ 世界人権宣言は採択されたが、人権問題に関する内政干渉には現在に至るまで効力がなく、人権の普遍性原理は行使されていない。
- ウ ある国家で人権侵害が生じた時、国際社会が国境を越えた対応を行うためには、内政に立ち入っても基本的な人権が守られるよう、法的・制度的根拠が必要とされた。
- エ 国家は人権や自由を保障し民主主義を標榜することで国民の協力を得ようとするが、欧米諸国の国内の人権問題には国家主権の壁がいまだに大きく立ちはたかっている。
- オ 国内の人権状況を調査し審査するための条約・機関が生まれたことで、人権問題を根拠とする介入や制裁、内政干渉を通じた普遍的人権の擁護が徹底されるようになった。

問四 傍線部B「国際関係論」とあるが、以下は国際人権機構がなぜ成立したのかを国際関係論の三つの理論から検討した筆者の分析をまとめたものである。文中のa、b、c、dの空欄を、本文中の言葉を用いてそれぞれ十六字以内で埋めなさい。

現実主義では、国家は a ため、国家が集まってお互いに主権を投げ出して人権を守るために協力することは至難である。それに対して、国際協調主義では、国家間協力が可能となるのは b に限られるが、人権に関する国際的な枠組によって参加国同士がいかなる相互利益を得るのかははっきりしない。民主主義制度に不安があり、専制主義に戻ることを防ぎたい政府が、 c ために人権機構に参加した歴史はあるが、本来の国際人権機構の発展の説明には不十分である。一方、構成主義は、国際人権機構の成立を説明するのに適している。なぜなら、多くの国家が d を尊重することを国益の一部とみなすようになり、この規範を重視する認識の広がりによって国際人権機構が成立したと考えられるからである。ただし、この理論を通してさえ、ある価値観がいかに正当性を持ち世界に広がるかを説明するには不十分である。

問五 傍線部C「市民社会からの突き上げと大国の計算違い」について述べた次のア～オのうちから、適切なものを二つ選びなさい。

- ア 市民社会を国連設立のプロセスに取り込むことで、国際社会は人権の普遍性原理を効力のある条約や機構に落とし込み、普遍的な人権のための法的根拠を定めることができた。
- イ 第二次大戦で連合国は敵のファシスト勢力に対し、戦時動員のために人権と自由を大義に掲げて戦ったことから、戦後もその大義を放棄することができなかった。
- ウ 国連人権委員会の議論で、法的拘束力のある条約を採択すべきという意見が出て、アメリカ合衆国代表はこれを支持したため計算違いが生じてしまった。
- エ 普遍的な人権規範を内在化して権利意識に目覚めた市民社会は、国家の思惑とは別に、人権と自由を戦後の国際秩序の中心に据える働きを担うまでになった。
- オ アメリカ合衆国の人類学者、医師、法律家ら様々な市民団体が賛成の声をあげたため、世界人権宣言は採択された。

問六 次のア～オについて、本文の趣旨に合致するものには a、合致しないものには b を、それぞれマークしなさい。

ア 国際人権機構の発達において、自らの人権を主張するために立ち上がった人々とその運動を支持した国際人権 N G O からなる市民社会が大きな役割を果たした。

イ 第二次大戦以降、大国は人権を国際競争の場で互いを批判する道具として使うことでその概念的正当性を高め、国際人権条約を批准しようとした。

ウ 国際人権機構は、予見不可能な方向で経路依存的に発展を遂げつつも、今日では主権国家の国内問題への介入もみられるまでになった。

エ アメリカ合衆国と同様、ソ連も、国際人権のさらなる発展には大きな警戒心を見せていたため、法的拘束力を持つ国際人権規約は発効しなかった。

オ アメリカ合衆国は政府筋ばかりか市民社会も、世界人権宣言を法的拘束力のない宣言にとどめるよう抵抗し、人権関連の条約を批准しないための憲法修正条項を定めた。

### Ⅲ

次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。なお、解答に句読点等の記号がある場合は、それも字数に含むものとする。(四五点)

あるテキストの統一性は、テキストの起源ではなく、テキストの宛て先にある。(中略) 読者の誕生は、「作者」の死によってあがなわれなければならないのだ。

(ロラン・バルト「作者の死」、『物語の構造分析』花輪光訳、八九頁)

一九六〇年代にフランスの批評家ロラン・バルトが提唱した「作者の死」は、批評において大変重要な概念です。聞いた感じは **I** ですが、簡単に言うと、フィクションでは「この作品における作者の意図は何か」みたいなものを気にする必要はないということです。作者がいなくなるどころから読者の自由な誤解が始まるということですね。

作者というものは自作のテキストに権力を及ぼし、解釈を統制する存在であるにとらえられがちですが、そうではありません。私は大学の授業で、何か一作、作品を選んで問いを立てて分析するようにという課題をよく出すのですが、やたらと作者が何を伝えたかつたのかを問おうとする学生がけっこういます。<sup>A</sup>作者が作品をコントロールしているという幻想は広く存在しているのですが、冷静に考えるとそうではないことがわかります。

まずは表現技術の **II** の問題があります。たとえば、つまらないものを書こうと思つて執筆をする作者は誰もいませんが、駄作は世の中にたくさん存在します。作者がいくら自分つまらないものを書くつもりはなかつたと自己弁護しても、つまらない作品が作者の意図によって面白くなることはありません。学校や職場で良いレポートを書こうと頑張つたのにうまくできなかったというような経験がある人は多いと思いますが、芸術作品を作る時にもそういうことがしょつちゅう起こります。

テキストはそれを生み出した時代の社会に根ざしたものだということに注意する必要もあります。作者が意識していなかつたバイアスや社会的背景などが反映されており、それが読み取れることがあります。日常生活でうっかり偏見に基づいた発言をして人を傷つけたり、逆に何も考えずに言つたことでとても相手に喜んでもらえたりすることがあるかと思いますが、こうした事態は発言をした人の意図とは関係なく起こることです。

よく、差別発言を批判された人が「差別の意図はなかつた」と自己弁護することがありますが、差別発言はもちろん、社会的に問題があると見なされるような発言のほとんどは無意識に人々が身につけている偏見や思い込みに起因するもので、発話する人が意図していない状態で起こります。フィクションの作品においても日常のコミュニケーションと同様、作者の意識に明確にのぼつていないものが見てとれるということがあります。犯人が犯罪現場にうっかり手がかりを残してしまう

のと似たようなものですね。

そもそも作者とは誰なのかという問題もあります。ひとりしか作者がいないと考えられているテキストでも意外とそうではないことがあります。たとえば学校のレポートをひとりですべて書いたとしても、指導を担当した教員や授業でディスカッションしたクラスメイトなどから影響を受けているはずで、作品の場合、だいたい「作者」として人々がイメージするのが小説家や詩人なので、家にもって著作を書く孤独な天才……みたいな像が浮かんでしまうことも多いと思うのですが、商業的に刊行されたものであれば編集者がかかわっているのが普通です。舞台芸術なら演出家や役者、スタッフがいるはずですし、ハリウッド映画になるとスタッフは数百名にのぼります。もちろん特定の劇作家とか映画監督について背景を調べたり、複数の作品を見たりして「作家性」を分析することは可能なのですが、少なくともひとつの作品についてクリエイティブコントロールを持つ「作者」を想定するのはあまり適切ではないことも多くなっています。

古い作品だと作者が不明だったり、後世の人の手が加わっていると考えられたりするテキストも存在しています。私がふだん大学で教えているシェイクスピアについては、よく「シェイクスピアはこの作品で何を伝えたかったのか」というようなテーマ設定を考えてくる学生がいるのですが、これは正直、あまり適切ではありません。というのも、シェイクスピアは劇団の座付き作者で、リチャード・バーベッジという看板役者をはじめとする専属俳優たちを抱えていました。それぞれの戯曲にはシェイクスピアの意向だけでなく、大スターをはじめとする劇団メンバーたちの仕事の事情がかかわっており、共同作業の成果が活かされているはずで、さらにシェイクスピアの時代は劇作家同士で共作することが盛んで、後から別の作家が台本に付け足しをするということもありました。

こうなってくると、「作者は何を伝えたかったのか」みたいな問いの立て方をすると、<sup>B</sup>固定できるのかもよくわからない「作者」を孤独な天才のような形でまつりあげてしまう方向に行きやすくなる危険があります。それよりは、「Ⅲ」みたいな問いを立てたほうがはるかに分析しやすくなります。

基本的に作品は世に出た瞬間、作者の手を離れるものだと考えてください。異なった文化的背景を持ついろいろな受け手が作品を受容し、<sup>C</sup>違う解釈を作り出すところに批評の醍醐味があります。解釈は受け手が自由に行って良いものであり、優れた批評は作者が考えてもいなかったような斬新な解釈を引き出すことができます。あなたの手元にわたった瞬間から、テキストはあなたのものです。作者のコントロールを打ち破ってください。

作者に死んでもらうのにあたり、ひとつ注意すべきことがあります。作品の種類によって「作者」と「語り手」をどの程度同一視していいかが異なってくるのです。フィクションの哲学の研究者である清塚邦彦は、ごっこ遊びの概念を作者にも応用し、フィクションを読む時には作者もごっこ

こ遊びの輪に入っていて、読書は「架空の語り」に接する「架空の経験」となり、「語り」が作者から遊離する」ことが起こると指摘しています。つまり、基本的にフィクションを分析する場合は作者と語りを切り離して考えたほうがよいということになります。

一般的にはそうなのですが、一方で完全にそうとも言い切れないものも存在します。文学作品であつても随筆、日記、紀行文の類は作者が自分の考えや体験を書くもので、作者と語り手は比較的同一性が高く、語り手に起こったことはだいたい作者に起こったことだと考えてよいことが多いでしょう（女性の語り手を作つて『土佐日記』を書いた IV のように、たまたま手の込んだ自己演出をする作者もいるので、油断は禁物ですが）。ところがこれが詩（俳句や短歌を含む）やいわゆる私小説、またミュージシャンの自作曲などになると、どのくらい作者と作品の語り手を同一視していいのかが微妙になってきます。

たとえば<sup>\*</sup>テイラー・スウィフトが作つた歌は皆がスウィフトの人生に関係していると考えており、作者本人も自作がかなり個人的な内容であることをいろいろなところで認めています。一方、デ<sup>\*</sup>ヴィッド・ボワイは個人的なことも歌いますが、特定の世界観を設定してお話を紡ぐような曲も得意としてるので、自作曲を歌っているからといって歌の語り手や主人公と作曲者を同一視していいわけではありません。シェイクスピアはソネットをたくさん書いていますが、これなどはどのくらい個人的体験に基づいていて、どのくらいが虚構なのかよくわかりません。

作品ごとにニュアンスが変わってくるので一概には言えませんが、私はかなり個人的な内容を描いていると思われる作品であつても、一応は作者に近いがある程度虚構化された存在として「語り手」という登場人物を設定しています。個人的な体験であつても芸術家が作品に昇華させる時はある程度の物語として再構成が行われるはずなので、詩や歌、私小説的な作品の語り手は作者に近くとも微妙に違うキャラクターとして考えたほうが処理しやすいことが多いでしょう。

歴史というのは、(中略) ぼくがなんとか目を覚ましたいと思つている悪夢なんです。

(ジェイムズ・ジョイス「ネストル」、『ユリシーズI』丸谷才一他訳、九〇頁)

先ほど「作者には死んでもらうようにしましょう」と言いましたが、実は作者を完全に抹殺してしまうとまずいことがあります。「作者の意図」を気にして解釈する必要はないのですが、一方で<sup>F</sup>テキストが生まれてきた歴史的背景についてはある程度理解しておかないととんでもない誤解をしまつたり、そもそも内容がよくわからなくなつたりしてしまうことがあります。テキストというものは、そのテキストが生まれた文化や歴史的状况と密接に結びついていることは忘れてはなりません。対象となるテキストの歴史的背景を押さえておくというのはなかなか大変で、付け焼き刃ではすまないレベルの勉強が必要なのですが、とにかく歴史はどんなテキストにでもいつでも悪夢

のようにつきまといまいます。逃れることはできません。

たとえば、アメリカのサザンロックのバンドであるレーナード・スキナードが一九七四年に発表した歌「スウィート・ホーム・アラバマ」の歌詞を見てみましょう。ギターのリフが印象的な曲ですが、歌詞のほうはおそらく歴史的背景を知らないと全くわかりません。いきなり「ニール・ヤングは、南部男 (A Southern man) が自分のことなんて必要としてないと／思い出してくれりやあいいと思うよ」とか「バーミングハムでは知事は好かれてる」とか、説明なしに何か時事的言及らしいものが出てきます。これは、この曲が革新的な政治運動を支持しているカナダのミュージシャンであるニール・ヤングがアメリカ南部の人種差別や保守性を批判した歌である「サザン・マン」(Southern Man、一九七〇) や「アラバマ」(一九七二) に対するアンサーソングとして作られているからです。

レーナード・スキナードはアメリカ南部のバンドで、奴隷制度や人種差別主義と結びつけられがちな南部連合旗 (二一世紀にはすっかり白人至上主義者のシンボルになりました) をステージで使用するなど、物議を醸すようなやり方で南部に対する郷土愛を常に示していました。歌詞に出てくる知事というのは人種隔離政策で悪名高いポピュリスト政治家のジョージ・ウォレスです。この曲はなかなか解釈が難しく、「バーミングハムでは知事は好かれてる」の後に「ブー！ ブー！ ブー！」というブーイングだけが掛け声だけよくわからない合いの手が入り、「今やオレたちはみんなできることはやったけどな」という歌詞が続きます。全体的にこの曲は一見シンプルそうながらも独特のノリが必要なりフにこういう曖昧さのある歌詞が絡み、単純に解釈していいのか何か複雑な感情があるのかわからない雰囲気を出しています。この歌詞をウォレスに対する批判ととるか、諦めととるか、承認ととるかは受け手に委ねられるところですが、少なくともこの知事がウォレスだということを理解しなければその議論すらできません。

文芸批評の分野では一九八〇年代頃から、テキストをそれが生まれた時代の V の中に位置づけることを重視する新歴史主義という動きが広がりました。新歴史主義批評は文学的テキストを政治とか宗教なども含めた他のテキストとの関係で位置づけることを重視するため、有名でないものも含めてたくさんのテキストを読む必要があるので敷居が高く、かなり専門家向けコースです (たとえば私の専門はシェイクスピアですが、博士論文を書いていた時は、一八世紀にシェイクスピアの編纂事業に携わった全く無名の人たちの埋葬やら結婚やらの記録まで調査する必要がありました)。さらに新歴史主義批評の内部でも、立役者と言えるステイヴン・グリーンブラットは意外と新歴史主義特有のものとはされる特徴を備えていないなど (新歴史主義批評はあまり時代を超える文学的価値みたいなものに関心を示さないことが多いのですが、グリーンブラットは価値を生み出す才能とか技巧に比較的こだわる批評家です)、いろいろ手法の相違があり、なかなかとらえづらいいものになっています。

しかしながら、テキストを社会背景の中で考えるという手法は現在では精読とともに批評研究では必須の手法のひとつとなっています。精読だけで社会背景を調査しないとよく意味がわからない場合も多いですし、一方で精読なしに社会背景だけ見ると結局、誤解が発生して薄っぺらい読解しかできないことにもなり得ます。精読と背景の調査は批評における車の両輪のようなもので、どちらも大事であり、お互いに補いあうようなものだと考えたほうがよいでしょう。

(北村紗衣『批評の教室——チヨウのように読み、ハチのように書く』一部改変)

\* テイラー・スウィフト……米国のシンガーソングライター(一九八九ー)。

\* デヴィッド・ボウイ……英国のロックミュージシャン、俳優(一九四七ー二〇一六)。

問一 空欄  ・  に入る最も適切な言葉を、次のア～エのうちからそれぞれ選びなさい。

- |        |         |
|--------|---------|
| I ア 不遜 | II ア 好悪 |
| イ 隠微   | イ 成否    |
| ウ 浅薄   | ウ 巧拙    |
| エ 物騒   | エ 新旧    |

問二 傍線部A「作者が作品をコントロールしているという幻想」とあるが、なぜ作者が作品を統制していると考えerことは幻想と言えるのか。その理由として最も適切なものを、次のア～オのうちから選びなさい。

- ア 作者が駄作を書こうと思って執筆したとしても、面白い作品になることがあるから。
- イ 学生が課題のレポートに取り組むとはちがって、作者が芸術作品を作ることは必ずかしから。
- ウ 作者自身の意識していなかった偏見や社会的背景がテキストに反映されることもあるから。
- エ 作者がとられる無意識の思い込みは、社会的に問題があると見なされる差別発言に起因するから。
- オ 作者は、明確に意識されていない日常会話の表現を、みずからの作品に取り入れようとするから。

問三 傍線部B「固定できるのかもよくわからない「作者」とあるが、なぜ作者を固定することに問題があるのか。その理由を本文中の語句を用いて、五十五字以内で書きなさい。

問四 空欄 **Ⅲ** に入る最も適切な表現を、次のア～オのうちから選びなさい。

- ア 作者が何を考えていたのか
- イ どこまでが作者と言えるのか
- ウ 作者はどこが優れていたのか
- エ 作品が何を表現しているのか
- オ 誰の作品解釈が正しいのか

問五 傍線部C「受け手」と同じ意味の表現を本文中から八字で抜き出しなさい。

問六 空欄 **Ⅳ** に入る最も適切な人名を、次のア～オのうちから選びなさい。

- ア 紀貫之
- イ 在原業平
- ウ 大友黒主
- エ 源実朝
- オ 本居宣長

問七 傍線部D「語り手」という登場人物」とあるが、作者と語り手の関係について述べた次のア～オのうちから、適切なものを二つ選びなさい。

- ア 清塚邦彦の指摘によれば、作者は読者と一緒にごっこ遊びの輪に入るため、作者を分析する際は作品と語り手を切り離して考えるべきである。
- イ 紀行文では作者と語り手の同一性は比較的高いため、作者に起こったことと語り手に起こったことを重ね合わせることもできるが、一部例外も存在する。
- ウ テイラー・スウィフトは自作への個人的体験の反映を表明しているため、語り手を彼女自身とみなすことが望ましい。
- エ デヴィッド・ボウイの作品で語り手と作者とを同一視することが難しいのは、彼が特定の世界観を設定して物語を紡ぐことがあるからである。
- オ 私小説的な作品であれば、作者はみずからの体験を物語として再構成しているものの、語り手と作者の差は無視できるほど小さくなる。

問八 傍線部E「テキストが生まれてきた歴史的背景」とあるが、本文で挙げられている歴史的背景の例について述べた次のア～オのうちから、最も適切なものを選びなさい。

ア レーナード・スキナードが使用した南部連合旗は、人種差別主義とポロニウムを象徴するイメージであった。

イ レーナード・スキナードが言及する「バーミングハムの知事」は、しばしば白人至上主義者たちからブーイングを受けていた。

ウ ニール・ヤングの「サザン・マン」の発表に先がけて、レーナード・スキナードの「スウィート・ホーム・アラバマ」が話題になっていた。

エ レーナード・スキナードの歌詞に登場するニール・ヤングは、革新的な政治運動を支持していた。

オ レーナード・スキナードの作品で名指しされるジョージ・ウォレスは、人種隔離政策で悪い評判が立っていた。

問九 空欄  に入る最も適切な表現を、次のア～オのうちから選びなさい。

ア 権力関係

イ 因果関係

ウ 契約関係

エ 血縁関係

オ 経済関係